

公 示 送 達 書

令和8年9月11日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。
なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類 令和8年度 国民健康保険税 更正通知書

公示送達される方

番 号	氏 名
1	中間 真由美
2	ニッサンカ アラチゲ サンティ クマラ ニッサンカ
3	アラリ ハサン
4	大島 要
5	以下余白
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	

以上